



環境リスクPress

環境リスク関連ニュース

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行(2023/6)

【省令改正案のポイント】1)特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号、以下「特化則」という)における有害性等の揭示の対象物質については、特定化学物質のうち、特化則第38条の3に規定する特別管理物質に限定されているが、有害性等に関する揭示の対象物質を全ての特定化学物質に拡大する。

(2)有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号、以下「有機則」という)第24条第1項の揭示方法等について、最新のデジタル技術等を活用するため、揭示の方法を限定しないこととするための所要の改正を行う。

公布日:令和5年4月下旬 施行日:令和5年10月1日(1(2)は公布日)

北海道 地熱発電の調査現場の蒸気からヒ素(2023/7)

北海道蘭越町の地熱発電に向けた資源量調査の掘削現場で蒸気が噴出しており、現場で採取した水から非常に高い濃度のヒ素が検出され、町内ではこれまでに3人が体調不良を訴えている。現場で採取した水から国が定める飲料水の基準の1590倍にあたる非常に高い濃度のヒ素が検出された。掘削工事を行っていた「三井石油開発」によると、発生から9日目の7日も噴出は止まっておらず、会社は高濃度のヒ素が検出された水のほとんどを近くにある沼の方向へ放出している。町長は「現場で発生した水の適切な処理を再三、要請してきたが、敷地外への放出は地域で生活する住民の健康を害し、環境汚染に直結する深刻な事態だ」と強く抗議している。掘削を行っていた工事会社は、地熱発電に向けた資源量調査のため、今回は地下3キロまで掘り進める予定で、地下およそ200メートルまで掘り進めたところ、突然、蒸気が噴出し、地上、数十メートルの高さまで立ちのぼっている。現場では、すぐに水を注入して蒸気を止める作業を行いました。発生から8日が経過したいまも噴出は続いている。現場の敷地内では、当初から硫化水素の成分が検出されており、近くの川で行った水質調査では農業用水の基準値を上回るヒ素が検出されている。

環境リスク関連ニュース

フリーランスの労働安全衛生法対象の厚労省案有識者が了承(2023/08)

厚生労働省が7月31日の有識者会議にて、フリーランスの労働安全衛生法対象についての報告書案を示し、大筋了承された。今後詳細を詰め、必要な法令改正の手続きに入る。働き手の安全と健康を守るための労働安全衛生法(安衛法)の対象に、フリーランスら個人事業主も加えられる見通しになった。仕事を発注した企業などに事故の予防や報告を義務づける。安衛法は原則、雇用された「労働者」だけを保護してきたが、働き方の多様化を受けて対象を広げる。また安衛法では企業などに、災害発生時に労働者を作業場から退避させたり、危険な場所を立ち入り禁止にしたりすることを義務付けているが、その保護対象をフリーランスらにも広げる。作業現場に足場や機械を設置した事業者には、労働者の安全を保護する義務があるが、その対象にもフリーランスらを加える。フリーランスら自身にも災害防止策を義務づける。一部の機械を使う場合の定期自主点検の実施や、危険な業務を行う場合の講習の修了など、企業や労働者に義務づけているのと同じ内容となる。安衛法をめぐっては、アスベスト被害に関する訴訟で最高裁が一昨年、同じ現場で働き危険性も同じなら、「一人親方」と呼ばれる個人事業主も保護対象とすべきだと判断。それを受けて厚労省は今春、アスベストなどを扱う労働者を保護する規定の対象を、個人事業主にも広げた。さらにそれ以外の職種への対応も必要だとして、有識者会議で議論を続けていた。

大阪市 中央卸売市場の天井から規制値を超えるアスベスト(2023/7)

大阪市の中央卸売市場で天井などで規制値を超えるアスベストが確認されたと明らかにした。大阪市によると、天井の落下や破損でアスベストが飛散する恐れがあるのは大阪市中心卸売市場の西棟のおよそ26%、1万3700平方メートルです。2023年4月西棟で起きた火災のゴミから、国の規制値を超えるアスベストが確認されたということである。その後、市が西棟の天井や梁など35か所の耐火被覆材を調べたところ、全ての箇所アスベストの含有量が規制値を超えていた。市は今後、飛散防止などの工事を進める方針。

過去の環境リスクPressはこちらから [環境リスク.COM](https://www.kankyorisk.com) <https://www.kankyorisk.com>

【発行】 アスベックス株式会社

〒194-0023 東京都町田市旭町2-7-8

[TEL]042-726-0744

[FAX]042-726-0726